

池田光寿会役員等報酬支給基準

平成29年6月13日現在

役 職	支給基準	報酬額	
理事長(常勤)	月額	400,000円	
常務理事(常勤職員)	月額	50,000円	別途職員給与支給
理 事 会	1回	20,000円	
代 表 監 事	1回	20,000円	
監 事	1回	15,000円	
評 議 員	1回	15,000円	

※ なお、同日に開催する複数回の会議出席に対する報酬は1回と算定し、上記に額の上位を支給する。

※ 役員等が法人業務のため出張したときは、社会福祉法人池田光寿会旅費規程に準じて支給する。